

平成 28 年 10 月 14 日

笛吹市保育協議会
私立部会長 角田 亮太 様

山下 政樹

「保育施策に対する意見・要望」に対する回答

平成 28 年 10 月 5 日付けで依頼のいったこのことについて、次のとおり回答します。

1 利用定員の弾力的な運用について

保育所・認定こども園では、適切な利用定員を設定し、定員内での運営を行うことが必要になるが、年度途中の保育需要の増大などやむを得ない事情がある場合は、この限りではないとされている。

待機児童問題や子どもや子育て家庭への支援が益々重要となっている中で、全国的な制度運用の実態や地域の実情も考慮しながら、子どもの最善の利益を考える中で、「利用定員の弾力的な運用」も含め、制度運用に当たっては柔軟に対応をしていく。

2 小学校との連携について

子ども・子育て支援新制度が目指す、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供するためには、教育委員会と福祉部局との連携強化が不可欠であり、縦割り行政や新たな課題へチャレンジをしない消極的な体質があれば改革する。

3 指定管理の取り扱いについて

管理委託費は、国が定める公定価格に準拠するとともに、地域の子育て支援拠点としての役割を十分果たせる適切な経費が積算されるべきであり、指定管理者の意見、地域の実情に十分配慮しながら検討していく。

民営化への移行についても、官民の役割、指定管理運営の実施状況や市民の声も踏まえながら検討する。

4 保育士不足への対応について

待機児童ゼロを継続するためには、保育士の確保・定着の促進が不可欠であり、現在、国が検討している保育士確保対策、処遇改善の実施状況も踏まえ、保育人材の登録制度など、積極的に保育士の確保・定着、処遇改善を検討する。

5 大規模修繕、改築に対する支援の用意について

保育所等の整備は、施設の老朽化や新たな保育ニーズへの対応等を踏まえ、計画的に実施していく必要があるが、国の補助制度を最大限活用した上で、笛吹市内の子育て環境の一層の充実を図るため、より身近な場所での病児保育の実施や、障がい児や未満児を受け入れるための保育室の整備、また、児童の安全・安心につながる施設整備等について積極的に支援をしていく。